

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(6万円/1世帯)のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり6万円 ※国施策の5万円に市独自で1万円を加算)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **6万円**

※国施策の5万円に市独自で1万円を加算

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から、おおむね3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

※重複して受給することはできません

基準日(令和4年9月30日)時点で
守山市に住民登録があり、
世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

申請時点で守山市に
住民登録があり、
令和4年1月~12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

守山市から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

返送期限: 令和5年1月31日(火)

詳しくは裏面「I」へ



申請が必要です

申請期間: 令和4年12月1日(木)
~ 令和5年1月31日(火)

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から守山市にお住まいの場合

- 対象世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市に返送してください。

確認事項

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、原則^{*}申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送でご提出ください。

※市で収入等が確認ができた場合は、確認書が届きます。中身を確認して、市に返送してください。



II 予期せず^{*}1家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当^{*}2となった世帯(家計急変世帯)

- ※1 定年退職や年金が支給されない月、季節性がある事業等、あらかじめ明らかな月の収入減少は該当しません。
- ※2 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

一例 住民税非課税となる年間給与収入の目安

単身の場合: 93万円以下、扶養親族(1人)を扶養している場合: 137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市の窓口へ、直接(予約制)または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

I、IIを重複して受給することはできません。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

- 守山市 健康福祉部 生活支援相談課
TEL. **077-516-4090** (給付金担当) 受付時間 平日 8:30~17:15(土日祝、12/29~1/3を除く)
- 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(制度について)
TEL. **0120-526-145** 受付時間 平日 9:00~20:00(土日祝、12/29~1/3を除く)